肥料に係る安定供給確保を図るための取組方針

令和４年 12 月 28 日
令和６年６月 20 日改定
令和８年９月 18 日改定
農　林　水　産　省

はじめに 3
第１章　肥料の安定供給確保のための取組の基本的な方向に関する事項 4
　第１節　肥料を取り巻く状況 4
　　（１）重要性 4
　　（２）外部依存性 4
　　（３）外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性 5
　　（４）本法による施策の必要性 5
　　（５）サプライチェーンの構造 5
　　（６）肥料のサプライチェーンが抱える課題及び動向 6
　第２節　肥料の安定供給確保に関する目標 6
第２章　肥料の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項 7
　第１節　施策の基本的な方向及び目標 7
　第２節　実施する個別施策 7
　　（１）支援対象とする肥料原料 7
　　（２）支援対象とする取組 7
　　（３）施策の具体的な内容及び効果並びに目標 7
　第３節　施策に係る留意事項 8
　　（１）関連する戦略・取組及び施策を取り巻く環境 8
　　（２）施策の総合的かつ効果的な推進 8
　　（３）サプライチェーンの状況の的確な把握及び調査の推進 8
第３章　肥料の安定供給確保のための取組の内容に関する事項並びに当該取組ごとに取組を行うべき期間及び期限 10
　第１節　取組の対象範囲 10
　第２節　安定供給確保の目標 10
　第３節　供給安定性 10
　第４節　取組を行うべき期限及び期間 11
　第５節　実施体制 11
　第６節　取組を円滑かつ確実に実施するための措置 12

第７節　複数事業者が申請する計画の認定に関する事項. 12
第８節　計画の認定に当たって配慮すべき事項. 12
第４章　肥料の安定供給確保のための安定供給確保支援業務及び安定供給確保支援法人基金. 13
第１節　安定供給確保支援業務の基本的な方向に関する事項. 13
第２節　安定供給確保支援業務の内容及びその実施体制に関する事項. 13
第３節　安定供給確保支援法人基金の管理に関する事項. 13
第５章　肥料に係る法第 44 条第１項の規定による指定に関する事項. 15
第１節　指定の要件 15
第２節　指定解除の考え方 15
第３節　その他留意事項 15
（１）国が講ずる施策に関する事項 15
（２）輸送手段の確保に関する事項 15
第６章　肥料の安定供給確保に当たって配慮すべき事項. 16
第１節　国際約束との整合性の確保 16
第２節　経済活動における人権の尊重 16
第３節　サイバーセキュリティの確保 16
第４節　関係者の意見の適切な考慮、施行状況の公表. 17
（１）関係者の意見の適切な考慮 17
（２）施行状況の適切な公表等の実施 17
第５節　関係行政機関との連携 17
第６節　国、民間事業者及びその他関係者の相互の連携. 17
第７章　その他肥料の安定供給確保に関し必要な事項. 18

はじめに

肥料は、農作物の収量の維持及び農業経営の継続に不可欠な生産資材であり、我が国における食料の安定供給に極めて重要な役割を果たしている。しかしながら、我が国には肥料の粗原料となるりん鉱石、加里鉱石等の天然資源が少ないことから、肥料原料の多くを海外からの輸入に依存している。こうした中、近年、世界的な穀物需給の変動等によって肥料原料の調達価格が不安定となっているほか、主要な肥料原料の供給国における政情変化等によって肥料原料の供給が停滞するなどの影響が生じており、我が国の農業現場への肥料の安定供給が脅かされている。このような状況に対応するため、我が国における肥料のサプライチェーンを強靭化し、肥料原料の国際価格や原料供給国の政情等に大きな変動があった場合も肥料を安定的に供給しうる体制を構築する必要がある。

このため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第 43 号。以下「法」という。）第７条の規定に基づき肥料を特定重要物資に指定するとともに、法第８条第１項の規定に基づき、肥料に係る安定供給確保を図るための取組方針（以下「取組方針」という。）を次のとおり定めたので、同条第５項の規定に基づき公表する。

なお、取組方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第１章　肥料の安定供給確保のための取組の基本的な方向に関する事項

第１節　肥料を取り巻く状況

（１）重要性

肥料要素のうち、窒素質、りん酸質及び加里質は、それぞれ植物の生長・開花結実・根の発育を促す成分として、農作物の収量の確保に不可欠なものである。

肥料の不足により、国民へのカロリー供給源として不可欠な米・麦などの穀物をはじめとする農作物の収量の維持が困難となり、食料の安定供給に重大な影響が及ぶ可能性があることから、肥料は、その需給のひっ迫が国民の生存に大きな影響を及ぼす国民の生存に不可欠な物資であるといえる。

（２）外部依存性

我が国の肥料の製造には、天然ガスのほか、りん鉱石、加里鉱石等の鉱物資源を粗原料とする肥料原料が多く使用されており、これらはいずれも海外に依存している。なお、家畜排せつ物、食品残さ、下水汚泥資源等も肥料又は肥料原料として一部利用されているものの、これらに含まれている肥料要素で国内の需要量の多くを満たすことは困難であり、農作物の生産量を維持するためには、輸入肥料原料の確保が不可欠である。

我が国における主要な肥料原料の調達状況は次のとおりであり、特に、りん酸アンモニウム及び塩化カリウムは、外部に過度に依存しているといえる。

ア　尿素

尿素の主な原料であるアンモニアは、主に天然ガスをはじめとした天然資源を原料として製造され、これら資源は比較的多くの国で生産されていることから、尿素も多くの国で生産され、輸出されている。

我が国においては、肥料用途の尿素の過半をマレーシアから調達しているが、マレーシアからの供給量が減少し、需給のひっ迫が生じた場合も、代替国の選択肢は比較的広い。

イ　りん酸アンモニウム

りん酸アンモニウムの主な原料であるりん鉱石は、モロッコ、中国、エジプト等に偏在しているため、りん酸アンモニウムについても、少数の国が世界全体の輸出量の大半を占めている。

我が国においては、肥料用途のりん酸アンモニウムの大半を中国から調達しており、中国からの供給量が減少し、需給のひっ迫が生じた場合の代替国の選択肢は狭く、かつ、遠方の国が多い。

ウ　塩化カリウム

塩化カリウムの主な原料である加里鉱石は、カナダ、ベラルーシ等に偏在しているため、塩化カリウムについても、少数の国が世界全体の輸出量の大半を占めている。

我が国においては、肥料用途の塩化カリウムの大半を世界の主要な輸出国から調達しており、これらの国からの供給量が減少し、需給のひっ迫が生じた場合の代替国の選択肢は狭く、かつ、遠方の国が多い。

（３）外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性

近年、主要な肥料原料について、我が国における主要な供給先国からの輸出の停滞やウクライナ情勢の影響等により、農業現場への肥料供給の途絶等のリスクが顕在化している。

（４）本法による施策の必要性

我が国では、令和３年５月に策定した「みどりの食料システム戦略」の下、環境と調和のとれた持続的な食料システムの確立に向けて、鉱物資源等を粗原料として生産される化学肥料の使用量の低減に向けた施策を展開している。また、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第 37 号）を制定し、同法に基づく施策を講じてきているところであるが、今後もこれら施策体系において、効率的な施肥技術の導入並びに家畜排せつ物や下水汚泥資源等の国内資源の循環利用を進めることにより、海外に依存する化学肥料の使用量の低減や国内資源の利用拡大を図っていくことが極めて重要である。

一方、我が国の農業の生産量を維持するためには、鉱物資源等を粗原料とした肥料の安定供給に向け、国内での化学肥料の生産や肥料原料の確保を図ることも引き続き極めて重要である。こうした中、調達先国からの肥料原料供給の遅延や停滞が発生するリスクが高まっており、特定国からの肥料原料の供給量が減少し、需給がひっ迫した場合も肥料生産を継続し得る肥料原料を確保する必要があるが、現在、肥料原料の輸入事業者及び肥料製造事業者（以下「肥料関係事業者」という。）の肥料原料の在庫量はその水準に満たないことから、早急に肥料の安定供給確保のために必要な施策を講じる必要がある。

（５）サプライチェーンの構造

肥料については、粗原料となる鉱物資源等の産出国において肥料原料が製造され、輸入事業者を通じて我が国に輸入された後、肥料製造事業者が複数の肥料原料を使用して肥料製品を製造し、流通・販売事業者を通じて農業現場に供給されているものが主となっている。また、肥料要素のうち、りん酸質及び加里質の主要な肥料原料であるりん酸

アンモニウム及び塩化カリウムについては、少数の国が世界全体の輸出量の大半を占めている状況にあり、我が国もこれらの国からりん酸アンモニウム及び塩化カリウムを調達している。

このほか、肥料製品の状態で輸入しているものもあるほか、家畜排せつ物や下水汚泥資源等がそれぞれ堆肥やコンポスト等として肥料利用されている場合がある。

（６）肥料のサプライチェーンが抱える課題及び動向

ア　主要な肥料原料の海外からの調達・備蓄の状況

肥料関係事業者においては、肥料原料の調達に当たり、保管コストの低減や品質維持の観点から、肥料の当面の製造に必要な肥料原料のみ国内在庫として保有することが主となっている。こうした慣行の中で、我が国における肥料原料の在庫量は、肥料原料の需給がひっ迫した場合に代替国からの調達に要する期間も肥料の国内製造を継続し得る水準に達していない状況が常態化している。

イ　肥料のサプライチェーン上の各事業者における役割

肥料原料の調達に当たり、肥料製造事業者が自らの製造計画に基づいて輸入事業者に対して当面の肥料の製造に必要な量の調達を依頼（発注）する形態が主であるため、輸入事業者において原料在庫について一定のストック機能を有している場合がある。

こうした現状を踏まえ、肥料の安定供給確保を図るに当たっては、肥料製造事業者だけでなく、輸入事業者を含めた対策を講じる必要がある。

第２節　肥料の安定供給確保に関する目標

農林水産省では、「みどりの食料システム戦略」において、「2050 年までに、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の 30%低減を目指す」こととしている。また、当該目標の中間目標として、2030 年までに化学肥料の使用量を 20%低減することを掲げており、これらの目標の達成に向け、効率的な施肥技術の導入や家畜排せつ物、下水汚泥資源等の国内資源の循環利用に向けた取組を推進することとしている。

これに加え、前節の現状認識を踏まえ、主要な肥料成分の供給源であり、安定供給確保の必要性が高いりん酸アンモニウム及び塩化カリウムについて、需給がひっ迫した場合にあっても肥料の国内生産を継続し得る体制を構築するため、肥料関係事業者による備蓄への支援を行うものとする。具体的には、令和９年度までに、年間需要量の３か月分に相当する数量を恒常的に保有する体制を構築し、肥料の安定供給を確保することを目標とする。

第２章　肥料の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項

第１節　施策の基本的な方向及び目標

前章第１節の現状認識を踏まえ、肥料原料の国際価格や原料供給国の政情等に大きな変動があった場合も肥料を安定的に供給し得る体制を構築するため、施肥の効率化に向けて、土壌診断等による施肥量の適正化、局所施肥等の効率的な施肥技術の導入等を引き続き推進する。また、家畜排せつ物や下水汚泥資源等の国内資源の循環利用に関しては、畜産農家、肥料製造事業者及び耕種農家等の連携の促進や、広域流通体制の確立を図ることとする。

加えて、肥料原料の備蓄対策に関しては、既存施策が十分に措置されていないことを踏まえ、令和９年度を当面の目標期間として、原料需給のひっ迫時に肥料生産の継続が困難となるリスクが高いりん酸アンモニウム及び塩化カリウムについて備蓄体制を新たに構築し、肥料の安定供給を確保することとする。また、その際の数量については、代替国からの調達に一定の期間を要した場合においても国内製造を継続し得る水準として、それぞれの原料の年間需要量の３か月分とする。また、肥料の安定供給確保に当たっては、肥料原料の供給国や供給余力を有する国との友好的な関係を築いておくことも重要であることから、平時より当該各国への外交上の働きかけ等を行うことにより関係構築に努めるものとする。

第２節　実施する個別施策

（１）支援対象とする肥料原料

りん酸アンモニウム及び塩化カリウム（以下「対象原料」という。）

（２）支援対象とする取組

ア　法第９条第１項の供給確保計画の認定を受けた肥料関係事業者における対象原料の備蓄（肥料原料備蓄の取組の開始前に我が国において保有する在庫数量（りん酸アンモニウムについては年間需要量の１か月分、塩化カリウムについては年間需要量の２か月分に相当する数量をいう。以下この節において「取組開始前在庫数量」という。）を超えて、年間需要量の３か月分に相当する数量の確保を恒常的に図ることをいう。以下同じ。）に係る経費

イ　供給確保計画の認定を受けた肥料関係事業者又は倉庫業者（倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第３条の規定に基づき国土交通大臣の登録を行った者をいう。以下同じ。）における対象原料の備蓄に要する施設又は設備の整備に係る経費

（３）施策の具体的な内容及び効果並びに目標

対象原料について、取組開始前在庫数量を超えた備蓄への支援を行うことにより、年

間需要量の３か月分に相当する数量を恒常的に保有する体制を構築することを目指すものとする。これにより、肥料原料の需給がひっ迫した場合にあっても、肥料の国内生産を継続し得る体制の構築を図る。

第３節　施策に係る留意事項

（１）関連する戦略・取組及び施策を取り巻く環境

我が国では、令和３年５月に策定した「みどりの食料システム戦略」において、「2050年までに、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の 30%低減を目指す」との目標を掲げており、さらに、中間目標として、2030 年までに化学肥料の使用量を 20%低減することを目指すこととしている。また、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律を制定し、同法に基づく施策を講じてきているところである。加えて、海外からの輸入への依存度が高い肥料の国産化を進めるため、畜産農家、肥料製造事業者、耕種農家等が連携した取組や施設整備等への支援等を通じ、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源の利用拡大を推進する。今後もこれら施策体系において、必要な技術開発や実証事業を展開し、効率的な施肥技術の導入並びに家畜排せつ物、下水汚泥資源等の国内資源の循環利用を進めていくこととする。

（２）施策の総合的かつ効果的な推進

本制度の運用に当たっては、事業者の取組に対する支援を通じて肥料の安定供給確保を図るという観点を踏まえ支援の効果的な実施にも留意する必要があることから、（３）のサプライチェーンの状況の把握等を行い、肥料をめぐる動向に応じて、今般、新たに講じる肥料原料の備蓄対策をはじめとする各施策を有機的かつ効果的に実施するため、農林水産省において肥料関係事業者、学識経験者、関係行政機関等幅広い関係者の意見を聴取し、必要に応じて施策の見直しや運用の改善を行うこととする。

農林水産大臣は、内閣総理大臣その他の関係行政機関の長と連携し、民間金融機関の機能を補完する範囲内で、株式会社日本政策金融公庫から指定金融機関を通じて低利・長期の資金を供給する二段階融資の仕組みの活用も含め、認定供給確保事業者による安定供給確保のための取組に必要な資金の調達の円滑化に留意するものとする。

（３）サプライチェーンの状況の的確な把握及び調査の推進

肥料の安定供給確保を図る上で、その調達及び供給の現状並びにサプライチェーンの抱える課題を把握することは重要と考えられる。このため、農林水産大臣その他関係行政機関の長は、肥料の安定供給確保に関し、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の進展も踏まえつつ、不断の情報収集・検証に努めるものとする。

具体的には、農林水産大臣は、必要と認めるときは、法第 48 条第 1 項等を活用し、肥料及び肥料原料のサプライチェーンの把握のための調査を実施することにより、その調達及び供給の現状並びにサプライチェーンの抱える課題の把握に努めるものとする。

肥料のサプライチェーン把握のための調査の実施等に当たっては、民間事業者によるサプライチェーンの把握には一定の限界があることにも留意しつつ、事業者の過度な負担とならないよう、公的統計、調査対象となる物資の生産、輸入又は販売の事業に関連する団体（以下この節において「関係団体」という。）が実施する調査・統計等の活用や肥料関係事業者や関係団体へのヒアリング等を活用して、法律の規定の施行に必要な限度で調査の対象範囲、内容等を適切に絞り込むこととする。また、調査の目的・趣旨、調査の位置付け等について丁寧な説明に努めることにより、民間事業者の理解を得て、調査への協力を求めることを基本とする。調査の実施に際しては、必要に応じ、関係団体への事前説明等により、調査趣旨を広く周知する方法も想定され得る。その上で、調査を通じて把握する情報には、企業の競争力の源泉と深く関わりのある内容が含まれ得ることを踏まえ、必要な情報管理のための措置を講ずるものとする。

（４）安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の措置

農林水産大臣は、肥料の供給に関わる事業者の事業の廃止等により、肥料の安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合には、法第９条の２第１項及び第２項の規定に基づき、当該事業の廃止等が肥料の安定供給確保に及ぼす影響を調査し、必要に応じて供給確保計画の提出を事業者に促すものとする。

また、農林水産大臣は、認定供給確保事業者が認定供給確保計画に従って取組を行うことが困難となるおそれがある場合に、特に必要があると認めるときは、法第 11 条の２第２項の規定に基づき、原材料等の供給者その他の関係者に対して特定重要物資等の安定供給確保のために必要な協力を求めるものとする。

安定供給確保に及ぼす影響の調査及び安定供給確保のために必要な協力の求めに当たっては、自由かつ公正な経済活動との両立の観点を踏まえ、民間事業者等の過度な負担とならないよう留意するとともに、民間事業者等の理解醸成に努めるものとする。

第３章　肥料の安定供給確保のための取組の内容に関する事項並びに当該取組ごとに取組を行うべき期間及び期限

第１章に規定する基本的な方向を踏まえ、肥料の安定供給確保を図るため、法第９条第１項の規定に基づき、農林水産大臣の認定を受けた認定供給確保計画に基づき肥料原料の備蓄に取り組もうとする肥料関係事業者及び倉庫業者を支援していく必要がある。このため、肥料の安定供給確保のための取組の内容に関する事項として、以下のとおり供給確保計画の認定要件を定める。

第１節　取組の対象範囲

供給確保計画の認定の対象とする取組は、次のいずれかの対象原料の備蓄に取り組むものであること。

（１）　りん酸アンモニウム

（２）　塩化カリウム

第２節　安定供給確保の目標

肥料原料需給のひっ迫により、肥料生産の継続が困難となる事態が発生した場合、備蓄した肥料原料を放出又は活用することにより、肥料の国内製造を継続し得るものとして、取組を行おうとする肥料原料について、次の（１）及び（２）に掲げる基準を満たしているものであること。

（１）肥料関係事業者における、供給確保計画を申請する年の直近３年間における年間平均輸入量又は使用量に対して、りん酸アンモニウムにあっては 12 分の１、塩化カリウムにあっては 12 分の２の恒常的な在庫を保有した上で、これを超える数量を備蓄する目標（以下「備蓄数量目標」という。）を掲げていること。

（２）品質の確保のための適切な管理を実施すること。

なお、第６節に記載する取組を円滑かつ確実に実施するための措置を実施する場合を除き、備蓄数量が備蓄数量目標を大幅に下回る場合（供給確保計画の認定から３年以内であり、かつ、備蓄数量目標が未達成の場合においては、供給確保計画に記載された各年の備蓄予定数量を大幅に下回る場合）は、認定供給確保事業者に当該理由についての報告を求めたうえで、安定供給確保のための取組を行っていないと認めるときは、当該供給確保計画の取消しを行うものとする。

第３節　供給安定性

肥料の安定供給確保の信頼性を確保するため、次の（１）及び（２）のいずれにも該当するものであること。

（１）現在及び計画期間中の市場構造又はその見込みを踏まえた供給能力確保に関する計画が整備されていること。
（２）事業継続性確保のため、事業継続計画が策定されていること。

第４節　取組を行うべき期限及び期間

供給確保計画の認定から原則として３年以内に備蓄数量目標を達成し、かつ、備蓄数量目標の達成時から３年以上、当該備蓄数量を維持すること。なお、認定供給確保事業者は、第７章に定める取組方針及び農林水産省農産局長が別に定めるものの見直し検討の結果を踏まえ、必要に応じて、備蓄数量目標を含めた供給確保計画の見直しを行うことができるものとする。

第５節　実施体制

肥料の安定供給確保の実施体制の確実性を担保するため、次の（１）から（５）までのいずれにも該当するものであること。

（１）供給確保計画の認定を受けようとする事業者については、供給確保計画を申請する年の直近３年における輸入実績又は使用実績が原則として年間平均 1,000 トン以上の肥料関係事業者であること。

ただし、法第９条第２項に基づき二以上の者が取組を共同して実施しようとする場合にあっては、当該肥料関係事業者と共同で次のア又はイの事業者も認定を受けることができる。

ア　当該肥料関係事業者が行う備蓄に要する施設の整備を行う倉庫業者

イ　当該肥料関係事業者が行う備蓄の円滑な実施のため、当該肥料関係事業者から対象原料の所有権の移転を受け、供給確保計画に基づき当該肥料関係事業者に代わって対象原料の保管を行う事業者（金融機関及び肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第２条第４項に規定する販売業者に限る。）

（２）取組の実施に要する十分な人員を有しており、かつ、取組の実施に要する資金の調達計画が妥当なものであること。
（３）供給確保計画に基づく取組に関する情報を適切に管理するための体制が構築されていること。
（４）肥料の品質の確保等に関する法律及びその他関係法令を遵守している（過去２年間に違反歴がない）こと。
（５）取組の範囲にかかわらず、サイバー攻撃を受けた、又は受けたおそれがある場合、速やかに、農林水産省を通じて内閣官房国家サイバー統括室（以下「国家サイバー統括室」

という。）にサイバーインシデントの報告を行うこと。

第６節　取組を円滑かつ確実に実施するための措置

次のいずれかに該当する事実が生じた場合には、農林水産省の要請又は承認を得た範囲において、備蓄した肥料原料の全部若しくは一部の放出又は活用を行う旨を供給確保計画に位置付けていること。

（１）肥料原料の輸出国からの供給量の減少による肥料原料の需給のひっ迫
（２）肥料原料の価格の著しい高騰による肥料原料の需給のひっ迫
（３）災害による肥料原料の供給量の減少その他の要因による肥料原料の需給のひっ迫

第７節　複数事業者が申請する計画の認定に関する事項

同一の業種に属する複数事業者が供給確保計画を申請する場合にあっては、その取組が実施されることにより、申請者が営む事業と同一の業種に属する事業を営む他の事業者の活動を著しく困難にさせるものや、申請者が製造・販売する肥料の価格の不当な引上げが誘発される等により、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

第８節　計画の認定に当たって配慮すべき事項

農林水産大臣は、計画の認定に当たっては、第６章第２節及び第３節に適切に留意するものとする。

また、第４章に定める安定供給確保支援法人基金からの助成を希望する供給確保計画の認定に当たっては、当該基金の残額に留意するとともに、当該基金を活用した安定供給確保のための取組が効果的になされることに留意するものとする。

第４章　肥料の安定供給確保のための安定供給確保支援業務及び安定供給確保支援法人基金

第１節　安定供給確保支援業務の基本的な方向に関する事項

本制度の運用に当たっては、安定供給確保支援業務を行う法人として、法第 31 条の規定に基づき安定供給確保支援法人を指定するものとする。また、安定供給確保支援法人の指定に当たっては、主務大臣は肥料及びその原料の輸入及び流通に関し十分な知見及び活動実績を有する法人を指定するものとする。

第２節　安定供給確保支援業務の内容及びその実施体制に関する事項

安定供給確保支援法人が安定供給確保支援業務を行うに当たっては、安定供給確保支援業務を統括する部署を置くとともに、認定供給確保事業者の支援を的確に実施するための適正かつ確実な体制及び方法により、認定供給確保事業者に対する助成金の交付、肥料の安定供給確保に関する情報の収集等の安定供給確保支援業務を実施するものとする。また、主務大臣は、法第 35 条の規定に基づき作成する事業計画書及び収支計画書の内容について確認し、適正かつ確実な体制及び方法により安定供給確保支援業務が実施されていることを確認するものとする。

安定供給確保支援法人は、認定供給確保事業者から補助金の申請があったときは、別に主務大臣が定める供給確保支援実施基準に基づき策定する安定供給確保支援業務規程に基づき評価し、予算の範囲内で採択するものとする。

第３節　安定供給確保支援法人基金の管理に関する事項

安定供給確保支援法人が安定供給確保支援法人基金を設ける場合にあっては、認定供給確保事業者への支援に関し、助成金の交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の検査の実施等により適正な執行に努めるとともに、供給確保支援実施基準及び安定供給確保支援業務規程の範囲で、保有する安定供給確保支援法人基金の資産を毀損することのないよう適正な運用管理を行うものとする。

具体的には、次に掲げる内容の運用に留意するものとする。

- 助成金の執行に当たっては、安定供給確保支援法人は、交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の審査の実施等を通じ、適正な執行に努めるとともに、主務大臣等と連携し、認定供給確保計画の適正かつ確実な遂行がなされていることを確認するものとする。
- また、主務大臣が認定供給確保計画の変更を指示する、認定を取り消す等の措置を講じた場合には、その措置の内容に応じ、助成金の返還等の所要の手続を実施するものとする。
- 安定供給確保支援法人基金は他の事業との区分経理を求められているところ、法の規定に従い、適正な会計処理を実施するものとする。

・　安定供給確保支援法人基金の管理については、資産運用の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、運用上のリスクが低い方法で運用するものとする。

第４節　安定供給確保支援業務の情報の管理に関する事項

安定供給確保支援法人は、認定供給確保計画に企業の競争力の源泉と深く関わりのある内容が多く含まれ得ることに鑑み、安定供給確保支援業務で得られた情報の適切な管理を図るため、情報管理責任者を置き情報を開示できる者の範囲を指定するなど、情報管理体制等に関して必要な措置を講ずるものとする。

第５章　肥料に係る法第 44 条第１項の規定による指定に関する事項

第１節　指定の要件

次のいずれにも該当するときは、農林水産大臣は、法第２章第３節から第６節までの措置では肥料の安定供給確保を図ることが困難である場合として、法第 44 条第１項に基づく指定を行うことができるものとする。

・　当面の間、民間事業者による肥料原料の安定供給確保に向けた取組の実施が想定されず、肥料の安定供給確保が困難と認められること。
・　肥料の安定供給確保が困難と認められ、法第 44 条第６項に規定する措置（国が自ら実施する備蓄その他の措置をいう。以下同じ。）の実施を通じて、肥料原料の安定供給確保のための取組を図ることが特に必要と認められること。
・　民間事業者が肥料の安定供給確保のための措置を行おうとすることがその経済性に照らし困難と判断されること。

第２節　指定解除の考え方

農林水産大臣は、法第 44 条第１項に基づく指定をしたときであって、同条第６項に規定する措置によって肥料の安定供給確保が一定程度図られ、特別の対策を講ずる必要が小さくなったと考えられる場合、同条第１項の指定の要件への該当性の有無等を慎重に検討した上で、当該指定を解除するものとする。

第３節　その他留意事項

（１）国が講ずる施策に関する事項

農林水産大臣は、法第 44 条第１項に基づく指定を行った場合には、同条第６項に規定する措置を講じて、肥料又は肥料原料の安定供給確保を図るものとする。

（２）輸送手段の確保に関する事項

肥料等について、法第 44 条第６項に規定する措置を講ずる際には、輸送手段の確保その他の必要な措置について一層配慮するものとする。

第６章　肥料の安定供給確保に当たって配慮すべき事項

第１節　国際約束との整合性の確保

本制度の運用に当たっては、法第 90 条の規定及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針（令和４年９月 30 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の趣旨に則り、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、ＷＴＯ協定等の国際ルールとの整合性に十分に留意するものとする。

第２節　経済活動における人権の尊重

経済活動における人権の尊重が国際的にも重要な課題となっており、今後、より一層重要性を増していくものと考えられる。そのため、我が国として「ビジネスと人権」に関する行動計画を着実に実施しているほか、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」において「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が決定・公表がなされている。当該ガイドラインは、主に国連のビジネスと人権に関する指導原則、ＯＥＣＤ多国籍企業行動指針及びＩＬＯ多国籍企業宣言からなる国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本でビジネスを行う企業の実態に即して、具体的かつ分かりやすく解説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的としたものである。こうした背景を踏まえ、本制度の運用に当たっては、農林水産大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、必要に応じ、サプライチェーンにおける人権の尊重を勧奨する等の対応を行うものとする。

第３節　サイバーセキュリティの確保

昨今、複雑化・巧妙化したサイバー攻撃の脅威が増大する中、対策が手薄になりがちな自社内の工場や海外拠点等が被害を受ける等の事案が発生しているところ、万一サイバー攻撃で事業が停止した場合、物資の安定供給を確保できなくなるおそれがある。このような状況を踏まえると、自社内全体を俯瞰したサイバーセキュリティ対策の必要性が増しており、サイバーセキュリティの確保がサプライチェーンの維持ひいては特定重要物資の安定供給確保のために不可欠な要素となっている。このため、本制度の運用に当たって、農林水産大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、平素から国家サイバー統括室との連携・情報共有に努め、必要に応じ、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を推奨するものとする。

具体的には、農林水産大臣は、認定供給確保事業者に対し、以下について推奨するものとする。

（１）　令和９年３月から運用開始予定である、「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」（以下「SCS 評価制度」という。）に基づく★４の取得

（２）　「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」（以下「JC-STAR 制度」という。）に基づくラベルを取得した IoT 製品の使用（ルーター等の通信機器及びネットワークカメラについては★３を取得した製品の使用）

（３）　調達先（※）に対する、SCS 評価制度の★３又は★４（調達先の実態に応じて認定供給確保事業者が判断）の取得推奨

（４）　調達先（※）に対する、JC-STAR 制度に基づくラベルを取得した IoT 機器の使用推奨

※　認定供給確保計画に従って取組を行う上で必要な原料について、認定供給確保事業者に対し直接の供給を行う者（日本法人に限る。）

第４節　関係者の意見の適切な考慮、施行状況の公表

（１）関係者の意見の適切な考慮

個別の法令を定めようとする場合には、必要に応じ、行政手続法（平成５年法律第 88 号）に基づく意見公募手続を利用し、広く関係者の意見・情報を公募するものとする。

（２）施行状況の適切な公表等の実施

本制度の施行状況については、法その他の関係法令、基本方針、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（令和４年９月 30 日閣議決定。以下「基本指針」という。）等に従い、国民、事業者その他の関係者に公表するとともに、本制度に係る手続等について周知・広報を行い、本制度に関する理解と協力が得られるよう努めるものとする。

第５節　関係行政機関との連携

関係行政機関は、肥料の安定供給確保を図るため、安全保障の確保に関する経済施策の実施に関し、相互に協力しなければならない旨を定める法第４条第２項の趣旨を踏まえ、法その他の関係法令、基本方針、基本指針、取組方針等に基づき相互に協力するものとする。

第６節　国、民間事業者及びその他関係者の相互の連携

肥料のサプライチェーンは、肥料等の供給を行う事業者及び肥料の供給を受ける事業者のみならず、これらの事業者と取引関係にある他の事業者、金融機関、投資家、専門的知見を有する者等の幅広い関係者の存在の上で成り立っていることを踏まえ、農林水産大臣、民間事業者等の関係者は、肥料等の安定供給確保のためにこれまで以上に緊密な連携協力を図るよう努めるものとする。

第７章　その他肥料の安定供給確保に関し必要な事項

本制度の運用に当たっては、取組方針の策定後原則として３年を目途として、周辺環境の変化等に応じて適宜検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。その後も、原則として３年ごとを目途として見直し検討を行うものとする。また、農林水産大臣は、毎年度の認定供給確保事業者による供給確保計画の報告等を通じ、肥料の安定供給確保の状況について確認を行い、必要に応じて、供給確保計画の適正かつ確実な実施のための措置を講ずるものとする。

なお、取組方針に定めるもののほか、本制度の運用に当たり必要な事項については、農林水産省農産局長が別に定めるものとし、取組方針の見直し時期に合わせた見直しを行うものとする。

附　則（令和６年６月 20 日改定）

この改正は、令和６年６月 20 日から施行する。

附　則（令和８年９月 18 日改定）

１　この改正は、令和８年９月 18 日から施行する。

２　施行日前にされた供給確保計画の認定（変更の認定を含む。以下同じ。）の申請であって、この取組方針の施行の際、認定をするかどうかの処分がなされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

３　この取組方針の施行の際、現に認定を受けている供給確保計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた供給確保計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消しについては、なお従前の例による。